

技ノハ管

事務連絡

47. 12 19

至協第2課

首長事務官殿

在下韓民国

青島. 巨港

(青陽. 青松保健所)

先般御送付申上げました案件
 両保健所に関するものは、
 小松保健社会部医政局で作
 成した^{資料}~~資料~~を邦訳したものであり
 ますから、ご参考電に申添えます。

(別添)

模範地域医療セーフ(郡立病院)設置運営計画

47.12.4

1. 事業説明

全国地域別医療機関の分布が不均衡であり、医療の
進捗が都市地域より均等に伸びない全国
140人口の農漁村に地域医療セーフを設置、セーフ
毎に1名の移動診療率と設置に郡単位で診療機能
を確保することにより農漁村民民に対相医療施恵
の均等化を図る。76年度140人口の地域医療セーフ
7-を設置、運営に同的の下、先ず73年度に医療
服務地区210所を指定、設置、運営に計じること
を。

2. 設置地域

忠清南道：青陽郡(平野型)

慶尚北道：青松郡(山嶽型)

~~設置~~設置地域の管内条件

3 設置地域の管内条件

青陽、青松両保健所現況に

~~見~~見の如く、實際地域住民に必要

たる年々の国公立病院は^{個人}個人を主として、他地域に比

べり少額に止まり、さうして各部と急病に設置すべき保健所

及び保健支所は主として地域社会の住民に對して防疫及び

予防業務に對してのみ、その機能が制限され、許すに必要

な診療人力、施設及び裝備の不足のため、事實上農産村に

發生した患者は個人を院に利用せざるを得ない事情に於

ては、農産村住民の所得水準と診療費支出との不均衡

に因り、その利用が難しなり、該当地域住民^{に對し}に

は、材料貯蔵を維持し、診療機関の設立が要請される

※ 保健所及び保健支所の機能

- 1) 保健所

○ 保健思想、啓蒙に関する事項

○ 保健統計に関する事項

○ 衛生、改善及び食品衛生に関する事項

○ 学校保健及び口腔衛生に関する事項

○ 産業事業、向上及び増進に関する事項

○ 保健に関する実験、検査に関する事項

○ 結核、性病、麻痺、伝染病及びこれら疾病の予防に

行なうに関する事項

○ 特殊な疾病、研究に関する事項

○ 公衆の指導に関する事項

○ 産業に対する指導に関する事項

○ 母子保健及び家族統計に関する事項

○ その他国民保健、向上及び増進に関する事項

2) 保健支所

○ 母子保健及び家族統計

○ 保健教育

○ 予防接種

○ 結核、癩病、性病等伝染病の予防及び治療

○ 保健統計、疫学調査

○ 環境及び食品衛生指導

○ 一般診療

○ 如保健所業務中保健所長が必要とするに認

事の事

郡保健所、残稿

通知書

郡

保健所長

保健行政係

防疫係

衛生係

事業内容

1. 事業計画

現在各町の郡単位保健所及び町単位保健

支所が設置され、その予防機能に計上しているが、

治療機能を含んだ総合的医療施設が乏しい。73年度

は医療脆弱地区 山嶽型 平野型 24地域を選定し

以下の左項補助に示す事業を実施す。

ロ 地域医療の増進 - 設置内容

1) 施設

① 建打新築 (160坪、20ベド規模)

② 付帯棟 (ホウ施設、ベド及び救急事務用備品)

③ その他

2) 医療整備

① 移動診療車及び救急車を各1台

② X-Ray 機械 1台

③ 手術室、内外科、産婦人科 実験室、機械器具等

装飾一切

3) 所要予算

区分	物量	所要子算単価	備考
病院施設	2 x ⑩	21,400,000 (#53,500)	428,000,000 (#107,000)
診療設備	2 x ⑪	16,400,000 (#41,000)	328,000,000 (#82,000)
計		37,800,000 (#94,500)	756,000,000 (#189,000)

事業効果

示範事業による相乗効果

1. 農漁村地域に^{対し}地域診療センターの設立運営。適正施設

分析と同センター設置。長期計画によるセンター化

保健支所 → 保健所 → 地域診療センター → 設立病院

→ 道中央病院等と結ぶ 該地域に保連診療圏

が確立される。体系化による患者の増進及び後進措置

が可能となり、地域社会単位に診療圏が形成される

与り"診療圏"から除外された農漁村住民に

対胎産療の適期施惠が実現され、市民福祉の向上が図られる。

ハ、55K保健所、保健支所中心の家族計画事業の母子保健事業と地域連携の管理運営に同事業と併行して法的な効果の推進が図られる。